

令和元年 10 月 24 日

ロードマップの今後の検討の進め方について (案)

学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会

本作業部会が策定するロードマップは、日本学術会議のマスタープランを参考に策定していることから、具体の計画の策定作業は、マスタープラン策定後に実施してきた。また、ロードマップ策定に当たっての大きな方向性で示すロードマップ策定方針については、マスタープランが策定される以前の、具体的には概ね秋頃から議論を実施してきた。今回のマスタープラン 2020 は来年 1 月頃の策定が予定され、現在提案された計画についての審議が行われているが、これら個別の計画とは中立的にロードマップ策定方針を決めることが重要である。そのため、マスタープラン 2020 が公表されるまでの間、具体的には本年中を目途に、主に以下の内容を示したロードマップ策定方針を取りまとめる必要がある。

<マスタープランの取扱について>

- ロードマップ掲載に向けて、本作業部会が実施するヒアリングの対象計画は、これまでのロードマップを踏まえて、以下の通りとする。
 - ・マスタープランの重点大型研究計画ヒアリングを経て「重点大型研究計画」に掲載された計画の内、書面審査の結果、ロードマップ独自の観点等から優れた計画を対象とする。
 - ・「重点大型研究計画」に掲載された計画以外に、重点大型研究計画ヒアリングの対象となった計画の内、書面審査の結果、ロードマップ独自の観点等から特段に優れた計画があれば対象とする。

<ロードマップ掲載計画の選定に係る評価方法について>

- ロードマップ 2017 掲載計画の際に用いた評価の観点は、マスタープラン 2020 のものとほぼ共通の構成となっている。このため、ロードマップ独自の審査方針として、評価の重みづけ（例；共同利用体制、国民の支持、国としての戦略性、緊急性等）や定量的な指標の設定、マスタープランにはない新たな観点の導入、審査体制の工夫等について検討・整理する。
- 書面審査で用いる書類としては、マスタープラン 2020 の審査の際に使用された書類等の他、別途提案者に対し、予算・人員・施設の詳細や、計画期間終了後の方針等についても求めることとする。

<フロンティア促進事業による支援について>

- 支援対象とする事業は、国立大学法人運営費交付金等を主要な財源とし、国立大学法人や大学共同利用機関法人を実施主体とするものを原則とする（従来のロードマップでは、掲載する事業に対し具体的な財政方策について言及はしていない）。
- 支援期間等については、実施機関のガバナンスとの関係に留意しつつ設定する。
- 現在、フロンティア促進事業で支援中の事業（11事業）については、その多くが次期ロードマップ期間中に終期を迎えることとなる。そのため、
 - ・現在支援中の11事業のうち、継続的・発展的に支援を希望する「後継計画」については、マスタープラン2020における結果を踏まえ、現行計画終了後の支援の在り方（期間・規模等）について方向性を示す。
 - ・初めてロードマップに掲載された「新規計画」については、中長期的な財政見通しのもと、現行事業や後継計画とのバランスも踏まえ、支援の方向性を示す。

※ 後継計画； 当該計画の終期到来後に継続発展して行う計画

【今後の検討のスケジュール】

2019年

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 2019年10月24日 | ロードマップ策定方針について審議 |
| 2019年11月下旬 | ロードマップ策定方針について審議 |
| 2019年12月 | ロードマップ策定方針について取りまとめ、意見募集 |

2020年

- | | |
|-------------|----------------------|
| 2020年2月以降～夏 | ロードマップ策定に向けた議論・策定 |
| 2020年1月 | 日本学術会議 マスタープラン策定（予定） |